

専第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度
上山市一般会計補正予算（第10号）を次のとおり専決処分する。

令和8年2月12日

上山市長 山 本 幸 靖

令和7年度上山市一般会計補正予算（第10号）

令和7年度上山市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,000千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ21,263,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		1,409,334	20,000	1,429,334
	3 委託金	117,849	20,000	137,849
歳入合計		21,243,000	20,000	21,263,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,115,926	20,000	3,135,926
	4 選挙費	52,423	20,000	72,423
歳 出 合 計		21,243,000	20,000	21,263,000

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

款	補正前の額
16 県支出金	1,409,334
歳入合計	21,243,000

(単位：千円)

補 正 額	計
20,000	1,429,334
20,000	21,263,000

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	3,115,926	20,000	3,135,926
歳出合計	21,243,000	20,000	21,263,000

(単位：千円)

補 正 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
20,000			0
20,000			0

2. 歳入

16 款 県支出金

3 項 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費委託金	103,401	20,000	123,401
計	117,849	20,000	137,849

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
4 選挙費委託金	20,000	県議会議員選挙費委託金	20,000

3. 歳出

2 款 総務費

4 項 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
3 選挙執行費	42,000	20,000	62,000	20,000			0
計	52,423	20,000	72,423	20,000			0

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	2,670	○県議会議員選挙費	20,000
3 職員手当等	8,300	報酬	2,670
4 共済費	129	職員手当等	8,300
7 報償費	295	共済費	129
8 旅費	27	報償費	295
10 需用費	2,969	旅費	27
11 役務費	2,130	需用費	2,969
12 委託料	1,990	役務費	2,130
13 使用料及び 賃借料	740	委託料	1,990
17 備品購入費	750	使用料及び賃借料	740
		備品購入費	750